

旭川市修繕負担区分表（市又は入居者の負担分）

項目	品名	状況	修繕方法
畳	畳表・畳床	穴あき，すり傷，切傷，汚損，結露水による損傷	表替え，取替
襖・障子戸	襖戸，障子戸，ガラス	汚損，ガラスの破損，亀裂	張替，入替
木製建具	玄関ドア（戸），間仕切ドア（戸），ベランダ戸，物置戸，窓戸	切傷，カキ傷，落書等による汚損，破損	補修
金属建具	玄関戸，窓，ベランダ戸	打傷，切傷	塗装，取替，補修
内装	天井，壁，床	穴あき，インク，落書等による汚損，器物によるすり傷	復元，補修
金物等類	引手，蝶番，クレセント，ポスト口，防犯鎖，ドアチェック，便所内掛金物，郵便受けカゴ，戸車，レール	不自然な破損	復元，補修
	流し台，ガス台，調理台	不自然な破損	補修
	棚，戸棚	附属金物の紛失	復元
	換気口	目詰まり	清掃，取替
	鍵，錠	鍵の紛失，鍵穴の詰まり，取手の破損	複製，清掃，取替
	屋内煙筒	煙筒内結露による漏水，フタの紛失	拭取り
屋根		アンテナ取り付け等による雨漏り	補修
		雪降り等による屋根の損傷	補修
給排水設備	給水栓（カラン），水抜栓（止水栓）の附属パッキン	水が止まらない，音がする	取替
	ロータンク	水が出ない，止まらない，水量が不適當，異物混入による破損	内部器具の取替，調整
	排水枝管，シンクホース	詰まり	清掃
	流し槽，洗濯槽，洗面台，便器，浴室の排水口	排水トラップ（目皿，中皿を含む。）の詰まり，ゴム栓，クサリ，洗濯槽部品等の紛失，損傷，便器破損	清掃，復元
換気設備	熱交換換気扇	フィルターの目詰まり	清掃，取替
	換気扇，レンジフード	油，埃等による汚損	清掃
電気設備	照明器具	電球，蛍光灯，グローランプの球切れ，附属金物の損傷	取替
	各種スイッチ，コンセント，ソケット類	破損	取替
	ヒューズ	通電しない	取替
	チャイム（電池式）	破損，電池切れ	取替，補修
	チャイム（電気式）	破損	取替

- ・その他，入居者の故意又は過失により修繕を必要とするに至った場合は，入居者の責任となる。
- ・入居後1年以内のパッキン不良やロータンク内部器具の取替等の小修繕や，フィルターや器具の電池など部品取替は事業者負担で行う。
- ・住戸内に備え付けられたストーブ，エアコン，給湯器，ガスレンジなどの修繕は事業者負担で行う。入居者が設置又はリースしたものの修繕は，市又は入居者負担で行う。